

特別養護老人ホーム 穂香の里

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(岡山市指定 第3370109401号)

当事業所は、利用者に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、要介護・要支援認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 秘密保持と個人情報保護
7. サービス提供に関する相談 苦情の受付について
8. 身体拘束その他の行動制限
9. 協力医療機関
10. 非常災害時の対応
 11. 緊急時・事故発生時の対応
 12. サービス利用にあたっての留意事項
 13. 虐待防止のための処置
 14. 成年後見制度の活用支援

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 岡山中央福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県岡山市東区吉原231番地 |
| (3) 電話番号 | (086) 944-2179 |
| (4) 代表者 | 理事長 井場 哲也 |

(5) 設立年月日 1980年11月4日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(2) 事業所の目的

居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を確保することを目的とします。

(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 穂香の里

(4) 事業所の所在地 岡山市東区豊田300番地の1

(5) 電話番号 086-948-0026

(6) 管理者氏名 吉野 誠 (介護福祉士)

(7) 当事業所の運営方針

当事業所は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を確保することを目的とします。

(8) 開設年月日 2008年 7月 1日

(9) 入所定員 10名

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	10室	洋室10室
居間・食堂	1室	
浴室	1室（個人浴1・機械浴（共用）1）	
消防設備		

* 上記は、厚生労働省が定める基準により、義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業実施地域 岡山市、瀬戸内市、赤磐市

(2) 営業時間

営業日及び営業時間：年中無休

サービス提供時間：終日

4. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	職務内容
管理者	1名（常勤）	事業所の業務を統括し従業員の管理を行なう
医師	1名（嘱託）	利用者の健康管理を行なう

生活相談員	1名（常勤専従）	利用者の生活相談、面接、身上調査ならびに利用者や家族のケア上の相談等
介護支援専門員	1名（常勤兼務）	利用者の状況またその変化の把握を行い、介護保険の申請、適切な介護サービス計画の作成、実施の確認等を行なう
看護職員	1名（常勤）以上	看護および介護
介護職員	16名（常勤）以上	看護職員と協力して介護および生活援助
機能訓練指導員	1名（兼任・常勤）	機能訓練個別計画の作成、実施
管理栄養士	1人（専任・常勤）	献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養の評価、嗜好調査等の実施、給食会議の開催、調理員の指導
事務員	1名（常勤）	庶務及び会計事務

（特別養護老人ホームの職務を含む）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

サービス内容

①食事

朝食： 8：00～

昼食： 12：00～

夕食： 17：30～

*体調不良時や利用者様ご本人の希望により個室で食事を取ることできます。

②入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する方は、特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。また、発熱等の場合、医師の判断で行わないことがあります。

③医学的管理・看護

医療：

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は入院治療の必要のない要介護者、要支援者を対象としていますが、必要であれば週1回程度嘱託医の診察を受けることができます。治療や投薬が必要な場合、各利用者の在宅生活中の主治医に意見を求めながら行うものとします。

嘱託医師 眞鍋 良二 （東中央病院院長 内科医師）

住所：岡山市中区倉田677-1

電話番号：086-276-3711

☆送迎加算(1 8 7 円) 希望者のみ。(通常は平日のみ実施)

☆短期生活サービス提供体制強化加算 I が加算されます。

自己負担(1 割=約 2 2 円/日、2 割=約 4 5 円/日、3 割=約 6 8 円/日)

☆短期生活介護職員処遇改善加算 I 総単位数×0. 1 4 が1ヶ月に加算されます。

☆特別な栄養管理を必要とする場合、療養食加算を算定いたします。1食あたり8円の自己負担をお願いしております。

☆オムツ代は利用料金に含まれています。

☆電化製品の持ち込みについては1点につき1日あたり40円の自己負担をお願いしています。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 基本食事サービス費(食費) 1, 5 4 5 円(日額)

朝食 2 8 7 円、昼食 6 5 4 円、夕食 6 0 4 円、

*住民税非課税世帯等の場合 1 3 0 0 円・1 0 0 0 円・6 0 0 円の段階で減額されますので市町村に減額の申請をしてください。(生活相談員にご相談ください)

(3) 居住費 2, 0 6 6 円(日額)

*住民税非課税世帯等の場合 1, 3 7 0 円・8 8 0 円の段階で減額されますので市町村に減額の申請をしてください。(生活相談員にご相談ください)

(4) その他サービス

・レク、クラブ活動 利用者のご希望によりレク・クラブ活動に参加していただくことができます。材料費等がかかるものは実費をいただきます。

・理美容 月 2 回程度、美容師が来所しております。利用される方は実費をいただきます。(毎月第二火曜日・第二金曜日 1 回 2, 0 0 0 円 ※カットのみの場合)

(5) 利用料金のお支払い方法

・お支払の方法は①口座引き落とし、②現金払い、③指定銀行へのお振り込み、の方法があります。口座引き落としを選択された場合、月末締め次月 2 7 日(日祝祭日除く)引き落としとなります。現金払いを選択された場合、施設事務所窓口までご持参願います。指定銀行へのお振り込みを選択された場合、香川銀行へのお振り込み(手数料自己負担)となります。

・サービス提供の記録

サービスを提供した際には、その提供日及び内容、サービスについて、介護保険法第 4 1 条第 6 項または法第 5 3 条第 4 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載します。

6. 秘密保持について

- (1) 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。
 - ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ・介護保険事務（請求業務を含む）
 - ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務（入退所等の管理）
 - ・利用者に関わるサービス計画および円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供。
 - ・介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整。
 - ・利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。
 - ・利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合
 - ・学生の実習の協力や当施設において行われる事例研究等

7. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

(電話番号) 086-948-0026 <直通>

(受付担当者) 大坪 舞香 (生活相談員)

(解決責任者) 伊達 隆 (施設長)

(対応時間) 月～土曜日 8時30分～17時

(但し、12月29日～1月3日は除く)

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

岡山市	事業者指導課	岡山市北区大供3丁目1-18KSB会館4階	TEL086-212-1014
瀬戸内市	介護保険課	瀬戸内市長船町土師291	TEL0869-26-8840
赤磐市	保健福祉課	赤磐市下市344	TEL086-955-1116
国民健康保険団体連合会		岡山市北区桑田町11-6	TEL086-223-8811
岡山県社会福祉協議会		岡山市北区南方2丁目13-1	TEL086-226-2822

(3) 相談・苦情解決の体制及び手順

管理者は、利用者からの相談・苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

8. 身体拘束その他の行動制限

- (1) 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- (2) 事業所が利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者・ご家族・身元引受人に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、利用者に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。
- (3) 事業所が利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、介護サービス記録に次の事項を記載します。
 - 一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく事業者の利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - 三 前項に基づく利用者の身元引受人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

9. 協力医療機関、

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関として連携体制を整備しています。

< 協力医療機関・施設 >
岡山医療生協 岡山協立病院

10. 非常災害時の対応

消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を配置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者、火元責任者には事業所管理者を配置します。
- (2) 火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際には防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害用の設備は常に有効に保持するように努めます。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたることとします。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育・消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時

11. 業務継続計画の作成に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 2. 緊急時・事故発生時の対応

施設サービス提供中に利用者の急変または事故等緊急事態が発生した場合には、応急処置、医療機関への運搬等の措置を講じ、速やかに御家族等に連絡を行い状況説明します。

事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

当施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を検討します。

1 3. サービス利用にあたっての留意事項

- ・事業所内の設備機器は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください
- ・貴重品のご持参につきましては原則ご遠慮ください。ご持参される場合には管理が難しく、紛失や破損した際に責任を負いかねます。ご了承ください。
- ・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・面会時間は午前7:00～午後8:00です。緊急時、やむを得ない場合は除きます。

1 4. 虐待防止のための処置

1、事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止に関する責任者の選定
- ②従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修の実施
- ③その他虐待防止のために必要な措置

2、事業者は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

1 5. 成年後見制度の活用支援

事業者は適切な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 年 月 日

事業者	所在地	岡山市東区豊田300番地1		
	施設名	社会福祉法人 岡山中央福祉会 特別養護老人ホーム 穂香の里		
	代表者	施設長	伊達 隆	印
	説明者	生活相談員	大坪 舞香	印

上記内容の説明を事業者から受け、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

同意日 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印